

へ行き、横浜からは前日から横浜に出張していた三条実美と同乗して神奈川に向かったのであろう。木戸はこのち、八月二十九日（十月十二日）と九月三日（十月十六日）にも試乗した。十月十六日には川崎まで乗った。試運転区間が、このころまでには川崎まで延長されたのであろう。

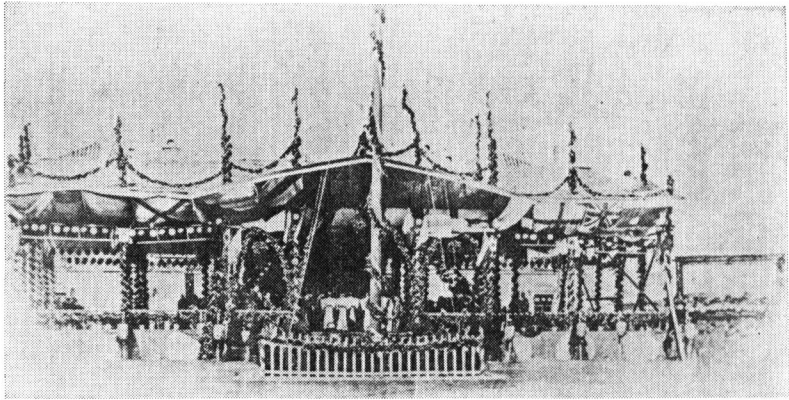
十一月三日（九月二十一日）には大蔵卿大久保利通も試乗した。

三時より蒸気車に而川崎迄三十分之間に着す。始而蒸気車に乗候処、実に百聞一見に如ず。愉快に堪ず。（『大久保利通日記』下巻）  
政府高官が試乗して、この試運転は政府内部の鉄道に対する関心を高めるうえで、かなり効果があったとみられる。

## 開業式

工事は、六郷川以北の部分も進んでいて、明治五年五月七日（一八七二年六月十二日）には、品川―横浜間が仮開業した。当初は一日二往復（翌日から六往復）、運賃は品川―横浜間で、上等一円五〇銭、中等一円、下等五〇銭であった。六月五日（七月十二日）には、川崎・神奈川の停車場が開業、運賃は上等九三銭七厘五毛（三分三厘）、中等六二銭五厘（二分二厘）、下等三二銭二厘五毛（一分一厘）に値下げされた。これは区間制運賃で、品川―川崎間、川崎―神奈川間を二区、神奈川―横浜間を一区とし、一区の運賃を上等一八銭七厘五毛（三厘）、中等一二銭五厘（二厘）、下等六銭二厘五毛（一厘）として決定し、「新貨条例」公布後も根強く残っていた旧貨幣による賃率を採用したのである。なお、のちに新橋―横浜間が正式開業した時、新橋―品川間を一区としたので、新橋―横浜間の運賃は、上等一円一二銭五厘（一兩二朱）、中等七五銭（三分）、下等三七銭五厘（一分二朱）となった。

利用者は次第に増加し、七月には一週間一万人、八月には同一万五〇〇〇人といわれた。八月十五日には、中国・西国巡幸からの帰途、風波のため軍艦が品川沖に接岸できなかったことから、明治天皇も臨時の措置として列車を利用、「午後」第六字火輪車ニ乗御、同所〔野毛山下鉄道ステーション〕御発シ六字四十五分品川ステーションニ着御」という記録がある（『明治



横浜停車場における開業式

【横浜商業会議所月報】より

五年壬申五六月巡幸日誌」。

開業式は太陰曆九月九日すなわち重陽の節句の日に予定されていたが、風雨のため十二日に延期された（太陽曆十月十四日）。

この日、午前一〇時新橋を出発した客車九輛編成の御召列車は、午前一一時横浜停車場に到着した。市街では紅白の幔幕まんや日章旗、日の丸の提燈ちようちんをかかげたという。

横浜駅本屋の便殿で開業式が挙行された。勅語は文武百官に対するものと、内外庶民に対するものと、二つが出された。後者は次のとおりであった。

東京横浜間ノ鉄道朕親ク開行ス自分此便利ニヨリ、貿易愈繁昌庶民益富盛ニ至ランコトヲ望ム（『太政官日誌』明治五年第七五号）

つづいて、駐日各国外交官代表イタリア公使コンテ・アレックスサンドロ・フェロドステイアーニが祝詞奉呈、勅答を下賜、さらに在日外国人代表イギリス人W・マーシャルと横浜市民代表原善三郎が祝詞を奉呈した。これに対する勅答は、それぞれ外務卿副島種臣と神奈川県権令大江卓を通じて下賜された。

こうして、横浜における開業式は終了した。天皇をはじめ一行は、正午発ふたたびお召列車で新橋に向かい、今度は東京における開業式が挙行された。この横浜における開業式は、天皇の臨幸というかたちをとり、市民までふくめた公式の

表1-42 新橋—横浜間列車時刻表

下り									
新橋発	8:00	9:00	10:00	11:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00
品川	08	08	08	08	08	08	08	08	08
川崎	26	26	26	26	26	26	26	26	26
鶴見	34	34	34	34	34	34	34	34	34
神奈川	45	45	45	45	45	45	45	45	45
横浜着	8:53	9:53	10:53	11:53	14:53	15:53	16:53	17:53	18:53
上り									
横浜発	8:00	9:00	10:00	11:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00
神奈川	06	06	06	06	06	06	06	06	06
鶴見	17	17	17	17	17	17	17	17	17
川崎	26	26	26	26	26	26	26	26	26
品川	43	43	43	43	43	43	43	43	43
新橋着	8:53	9:53	10:53	11:53	14:53	15:53	16:53	17:53	18:53

注 『鉄道寮事務簿』巻4による

祝賀行事としておこなわれた。その意味でも当時の殖産興業・文明開化の政策や風潮が、こうした行事によって、より強く一般市民の意識にも浸透していったのである。

## 五 京浜間鉄道の効用

### 運輸営業の開始

明治五年九月十三日（一八七二年十月十五日）、開業式の翌日にあたるこの日から、新橋—横浜間の旅客運転営業は開始された。時刻表は表一—四二のとおりで、発駅午前八時から午後四時まで、一二時・午後一時発を除き、一時間等間隔で運転された。客車の編成は各列車上等車一輛、中等車二輛、下等車五輛の八輛編成、運賃は、前に述べたとおりであるが、一八七四（明治七）年六月十五日改正を実施し、一区間上等一五銭、中等一〇銭、下等五銭とし、これを基準として計算することとした。これは下等一区間の基本運賃を五銭として厘毛の端数を処理、新しい貨幣制度に合わせたものである。この基準によると、新橋—横浜間の上等運賃は九〇銭となるが、ここだけは一円と定めた。しかし、新橋—神奈川間七五銭と新橋—横浜間一円との差が大

表 - 43 新橋—横浜間旅客輸送人員

年次	上等	中等	下等	計
	人	人	人	人
1872年(6月12日—12月31日)	14,421	74,426	405,723	484,570
1873 (1—12月)	26,729	109,842	1,276,030	1,412,601
1874 ( " )	31,338	132,643	1,422,950	1,586,931
1875 (1—6月)	15,013	68,665	810,250	893,928
1875 (7月—翌年6月)	21,232	113,762	1,530,674	1,665,668
1876 ( " )	13,459	96,067	1,473,231	1,582,757
1877 ( " )	11,242	95,988	1,476,305	1,583,535
1878 ( " )	9,103	90,230	1,505,722	1,605,055
1879 ( " )	12,488	107,704	1,651,180	1,771,372
1880 ( " )	14,736	130,501	1,922,048	2,067,285
1881 ( " )	16,271	145,146	2,019,467	2,180,884
1882 ( " )	15,971	149,591	2,020,449	2,186,011
1883 ( " )	14,893	141,526	1,960,271	2,116,690
1884 ( " )	14,346	123,670	1,778,221	1,916,237
1885 (7月—翌年3月)	10,154	87,893	1,221,299	1,319,346
1886 (4月—翌年3月)	22,463	174,983	1,542,996	1,740,442
1887 ( " )	26,771	249,019	1,898,992	2,174,782
1888 ( " )	23,343	234,500	2,190,179	2,448,022

注 『日本国有鉄道百年史』第1巻より作成

きく、神奈川で乗降する上等旅客が多くなり、そのため一八七五年七月十日、上等運賃を変更、新橋から品川までを二五銭、川崎までを五五銭、鶴見までを七〇銭、神奈川までを八五銭に引き上げた。

到達時間は時刻表からみられるように五三分の等速運転であったが、一八七五(明治八)年六月の時刻改正にさいし、川崎にのみ停車する急行運転が実施され、この列車の到達時間は五〇分となった。それまでに、列車本数は徐々に増加し、一日一二往復となっていた。

これは、輸送需要が予想以上に多かったことによるものと考えられる。一八七二年から一八八八年までの各年度の輸送人員をみると、表一―四三のとおりである。

また、臨時列車の運転もかなり早い時期から実施された。とくに、沿線寺院の縁日などの人出に対応する輸送が多く、開通直後の明治五年九月二十一日(一八

七年十月二十三日）川崎大師の護摩供には、午前七時から午後六時まで、正規の運転時間の前後に三往復を増発して一二往復とし、以降川崎大師の縁日には増発が実施された。池上本門寺の御会式についても、一八七三（明治六）年以降新橋―川崎間に臨時列車の運転を実施、一八七六年六月大森駅が開業すると、輸送人員はさらに増加した。

一八七三年六月二十八日、東京両国の川開きに横浜から出向く人びとの便利のため、横浜発午後七時三〇分、新橋発午後一時三〇分、一二時（午後七時発を振替）の上り一本、下り二本の臨時列車を運転した。

### 鉄道の効用

このような臨時列車の運転は、ほかにたとえば東京や横浜で催される外国人などを招待する夜会の時のものもあった。たとえば、一八七九（明治十二）年一月二十日横浜で開かれた夜会の参加者のため、二十一日午前二時三〇分横浜発の臨時列車を運転した。また、十一月三日の天長節夜会の参加者のためにも、一八七九年と一八八〇年には夜半に臨時列車が運転された。

鉄道の効用は、このような臨時列車の運転にもあらわれてきた。西南戦争の際の動員兵力輸送にも、その効用は明白にあらわれた。このような異常時だけでなく、横浜における船舶の出入港に接続する臨時列車の運転も試みられた。すなわち、一八一（明治十四）年五月八日から「三菱飛脚船」の出港日に、新橋発午後一時の臨時貨物列車に客車を増結した。また、木曜日「三菱飛脚船」の入港日には、横浜発午前九時の臨時列車を運転した。この試みは約一か月半で終わったようであるが、この時以外にも汽船に接続する臨時列車の運転がおこなわれたようである。

とくに、東京―横浜―大阪―神戸間の輸送体系は、一八七四年の大阪―神戸間の鉄道開通によってさらに変わり、両端を鉄道で輸送するというかたちが成立したのである。

貨物輸送は、一八七三年九月十五日に開始された。しかし、運賃が船舶や車馬にくらべて割高であり、輸送手続が理解し

くく、利用度はきわめて低調であった。しかし、運賃の引下げや輸送手続の簡略化によって、次第に利用度が高まり、一八七八（明治十一）年には年間一〇万トンを超えるようになった。このことは、京浜間の貨物輸送のかんりの部分を、鉄道が負担することになったとみてよいであろう。

以上のようにして、東京―横浜間に開通した鉄道は、旅客・貨物両面において新たな輸送機関としての効用を明らかにしていった。そして、開港場としての横浜の、輸送中継基地としての機能も、この鉄道開業を契機として飛躍的に高まっていったのである。

## 第三章 土地制度の改革

### 第一節 市街地への地券交付と地租改正

#### 一 横浜市街地への地券交付

##### 横浜市街地の 土地所有関係

横浜市街地は、幕末、開港にともない、幕府によって急拠造成された。したがって、その土地所有関係は、小田原が本来の封建都市として、武家地と地子免除地である町地とから成っているのとは異なっている(以下『横浜市史』第二巻第一編第三章第一節および第三巻下第六編第一章第二節による)。すなわち、貧しい農漁村であった横浜村などの高請百姓所持地その他を、幕府が御用地として接収し、貢租を高内引として免除するとともに、元所持百姓には、年々一定の作徳金(明治四年十月大蔵省あて神奈川県「作徳金下渡方何書」によれば、それは「年々十月中之値段を以米麦を金ニ替右江歩通五分増加」して算出した)を交付し、居住者を、元町へ移住させた。そして、この接収地を、外国人居留地と内国人居住地に区分し、後者をこの地に移住してきた町人に拝借地として割渡した(表一―四四)。この拝借人からは四等級に分かれた土地等級にに応じて月々「地代金」を徴収した。したがって、この土地は、「高内引町並地」と呼ばれるように、本来は高請地であるものを公収して御用地としたのであって、元所持の百姓にはなお潜在的に土地保有権が保留されている。一方、借地人である町人には、貢租に

表1-44 高内引による横浜市街地形成の内訳（明治5年6月現在）

町 村 名	高請地 (小物成・ 大縄場)	石 高	うち高内引 (町並地其 外1作引)	石 高	転換の内容
吉 田 町	116.3	1,038	町 37.9	石 335.0	町並地その他
横 浜 町	47.8 (10.1)	338	44.0 (10.1)	290.0	外国人居留地その他 町並地その他
戸 部 町 (野毛町とも)	108.8 (9.5)	604	25.3 (0.5)	135.0	官舎・町並地その他 〃
北 方 村	46.2 (3.7)	341	18.1 (2.7)	93.3	町並地その他 〃
中 村	75.2 (15.4)	521	18.9 (2.6)	130.0	外国人居留地・町並 地その他
根 岸 村	119.9	759	21.9	176.0	〃
太 田 村	104.2	669	12.9	111.0	御用地・町並地その 他
平 沼 新 田	11.9	51	0.3	0.6	町並地
計	631.7 (38.8)	4,324	179.7 (16.0)	1,272.0	

注 1 『横浜市史』第3巻下、583ページ第118表による。  
 2 反以下、石以下は切捨て。数値は第118表の原数値のまま。したがって合計値は若干相違する。

みあう高額の「地代金」が課され、土地の売買質書人は禁止された。東京や小田原などの町地が、無税、かつ売買質書入が認められている私有地であるのとは、性格を異にする。ただし、このような官地としての性格は、この地での活発な商業活動の結果として、次第に有名無実化しつつあった。明治四年（一八七二）四、九月神奈川県は、横浜関内外地所拝借人に対し、拝借地の又貸しや拝借地担保の金融を禁止する布達を発しているが、かかる禁令じたい、現実には拝借地担保金融や事実上の所有権移転がなされていたことを示している。

明治四年四月の拝借地貸渡禁止第一五号布達では、拝借人が地所を、「貸長屋之名義ヲ以分借ト唱、余人ニ貸渡」すのを禁止しているが、「是迄之儀ハ出格之訳ヲ以、別段不及沙汰」と、既成事実をすべて公認し、「其名分借ニして其実自分拝借同様ニ相成候分（事業上の借地権の移転）、并分借いたし居候分共、来ル十五日迄に改而上知拝借可願出候」として、実際の関係を把握し、これをもとに地所拝借人を確定しようとした。こうした「地所拝借人」は、高額の「拝借料」を負



表1-45 横浜関内地の旧地種・地税と下渡作徳金額（明治4年10—12月）

関内地	面積	地税 (借地人 より)	高請 町名	旧地種	面積	毎年下渡作徳金額 (県より元持主百姓へ)	
						町	両分 永 文
町並地 県庁・税 関・官舎	坪 80,140 8,400	両 17,560 0	横 浜 町	畑	8.7522	1981.1	140.4
				見取畑	0.0310		
				百姓林	0.0515	95.1	57.9
				里山	4.7528		
				計	13.6015	2076.1	198.3
			太 田 町	田	0.9324	94.3	11.4
				畑	2.3810	259.1	18.5
				未開発場	11.4106	124.0	139.6
				計	14.7310	478.0	169.6
				総計	28.7310 (85,015坪)	2554.2	17.9

注 1 『横浜市史』第3巻下、584ページ第119表による。

2 数値は第119表の原数値のまま。

担するとはいえ、すでに事実上の土地所有者であり、右の布達が命じる、今後の拝借地又貸しの禁止も、貫徹は困難であつたろう。この横浜港関内地は、横浜・太田町の高請地から高内引された八万五〇〇〇余坪からなるが、面積は水中無税地の埋め立て、「縄延び」のはじき出し等によつて八万八〇〇〇余坪に増加した。幕府一県は、右の高内引として公収した地の元所持主に対し、年々二五五四両余の作徳金を支払い、一方、拝借人からは一万七五六〇両の地税を徴収した。したがって、差引一万五〇〇六両余が、年々県の収入となるわけである（表一・四五）。

**陸奥の市街地** この横浜市街地の土地所有関係を改革する動きが、**地券交付建言** 藩置県直後の明治四年九月十八日、初めて、神奈川県知事陸奥宗光によつて提起された。大久保大蔵卿・井上大蔵大輔あての「地所拝借之儀停止、改而地券売渡之儀伺」<sup>(1)</sup>がこれである。

これより先、明治四年三月二十日、大蔵省は、三府五開港場に統一的な地租賦課法を定め、もつて「漸次ニ全国一般ニ拡行セント」<sup>(2)</sup>し、この旨を太政官に建議し、まず東京府下はじめ、二都開港場そのほかの地子免除市街地に対し、地券を発行して地租を賦課する方法（当時大蔵省はこれを「活券税法」と称している）を策定しつつあつた。そして、これがまだ

成案をみないとき（最初の地券発行規則である東京府下「地券発行地租収納規則」は、十月七日伺、十一月五日正院裁可、十二月二十七日太政官より東京府へ布告、翌年一月大蔵省が同規則を東京府へ達、六月二日東京府管内へ布達）、陸奥の伺は、これまで拝借地であった横浜町人居住地を、彼らに売渡して私有地とし、地券を交付し相当の地租を徴収することを提案（ただし具体的方式は調査の上、伺出るとしている）したのである。したがって、この伺は、やがて全国一般の地への地券交付・地租改正へと発展してゆく政府土地改革政策の先駆をなすものであった。

#### 明治四年十月陸奥 の地券交付方式

陸奥の具体的な地券交付の方式は、十月（日付不明）にいたって大蔵省に提出された。その伺文はまだ紹介されていないので、主文のみを次に掲げる。<sup>(3)</sup>

当港地所拝借之儀は停止いたし、改而地券下ケ渡方相伺候処、方法取調見込とも可申立旨御指図ニ付、勘考候処、当港ハ三都府下等と異り、本年賣地ニ付開港以後御用地ニ相成、町人共拝借為致候後も、地代四等ニ分チ取立來候得共、追日当港繁栄いたし候ニ付而ハ、地位不適當之分も可有之候へ共、即今一挙ニ難差定候間、別紙を以申上候通、先ツ関内之分丈ケ地所御買上取計候上、地券相渡公私判然ニ區別相成候上にて、後日適當之地税金取極候儀は、右地券を沽券ニ改革いたし候事も容易ニ可有之、依之地券案相副、此段相伺申候、以上

辛未十月

大蔵省 御中

神奈川県

これに付された「作徳金下渡方伺書」によれば、まず関内の高内引町並地について、元所持百姓に、これまで年に下渡してきた作徳金の五か年分を一時に下付して、この地を彼らから買い上げる。その上でこの地の拝借人に地券を交付し、所有地たることを認め、「公私判然」とさせる。しかし、従来拝借人に課してきた地代はそのまま据え置き、後日適当地税を定め、地券を「沽券」に切り換える、という内容である。この措置によれば、関内の町人居住地は、高請地から外され、旧所持百姓の手

から完全に切り離された官地となる。しかし、これは従来の地代金を据え置いたまま、拝借人の私有地と認めるといのであり、条理の上では、官地を無償で私有地に切り換えたことになる。当然、大蔵省は、この点に難色を示すが、県は、「横浜は、東京・兵庫と違い、従来官地なので地価が形成されておらず、右の二地のように入札公選法で地価を定めるわけにはいかない。ひとまず地券を渡し、私有地とし、売買譲渡を自由にし、一般地価が形成されてきた上で、地価を定め、従来の地代を地租に切り換えたい」と主張してついに十二月五日、この案を横浜港に限り、かつ早急に地価を改定し百分一税を布くという条件で大蔵省に認めさせた。

しかし、先へのべた、明治四年四月の県第一五号布達が、それまでの「分借」などの名儀での土地移動の結果を、すべて公認せざるをえなかったように、事実上の売買・質書入はすでに一般化していた。官地をそのまま私有地に切り換えるこの案は、すでに実際には私有地化していた横浜市街地の実態の追認にほかならなかった。

**関内町地へ** こうして、政府の承認を得た県は、十二月十二日、横浜五区市長・副市長あてに、地券交付取調を命じ、一般**地券交付** に対し、地券交付の触示を行った。

関内之町地は都而地券相渡候に付、自今華・土族、卒、平民に不拘売買指免し候事

外国人居留地山手雑居之地所を除き、其他町地は外国人江質地売地ニいたし候儀、決而不相成候事

今度関内拝借地は都而地券相渡し、向後所持人之所有ニ相成候間、拝借地之坪数間数等委敷取調、来十二月十七日迄可届出候事

是迄内借地いたし居者は、其拝借人と示談之上、前条之地券相渡、其者所持地へ可申付候事、地券相渡候上は是迄相納有之候身元金及糶

金ハ向後御下渡不相成候事

道路は都而六間ヲ狭小ニしてハ繁栄之土地雑沓ニ可及候、若道中六間以下之町々は双方家並之中、相当之削地可申付事

表1-46 横浜港内町別地税額(明治5年分)  
明治5年3月調

町 別	地 税 額	
	両分	永 文
本 町 1-6 丁目	2,503.0	123.2
元浜町 1-4 丁目	1,333.1	44.8
北仲通 1-4 丁目	950.0	130.6
堺町	739.2	207.6
南仲通 1-5 丁目	1,256.0	180.4
弁天通 1-6 丁目	1,987.3	76.4
太田町 1-6 丁目	1,513.2	14.4
相生町 1-6 丁目	1,057.3	138.8
高砂町 1-3 丁目	845.2	130.4
駒形町	120.3	27.6
住吉町 1-6 丁目	1,486.1	5.2
常盤町 1-5 丁目	274.2	14.0
尾上町 1-2 丁目	1,374.1	52.4
末広町	593.1	169.2
港 町 1-4 丁目	1,445.3	19.6
計	17,482.1	93.6

注 「地券書類」(宇田川家文書)より作成

但、右町地家並共即今取払ニ不及候事

右之通末々迄不洩様可触示者也

さらに、これらを詳細に定めた「心得書」(全文は『横浜  
市史』第三巻下 六〇五ページ以下参照)も布達されている。

地券交付の事業は、県市政掛、小島典事・丹波大属・太  
田権少属・石川史生(四年八月任命)によって、五年正月  
から始められ(明治七年一月十七日、県少属・地券課町方掛田  
村可行「事務順序書」、同年三月四日から町ごとに地券の下  
付がなされ、事業は六月ごろほぼ完了した。関内町地から  
徴収した地券手数料は九八二両、手数料は坪数にかかわら

ず地券一枚に付一両との規定からすると、発行地券数は九八二枚であった。また、五年五月からは、関外町並地のうち、羽衣・  
姿見・吉原町への地券交付が始められた。

この結果、改めて従来の地代が、そのまま地税として確定したが、関内について町別に示すと表一―四六のごとくであっ  
た。これによれば地税(旧地代)は、一〇〇坪当たり二三円六銭余となる。なお、これに先立つ四年十二月に、元所持主に対  
し、明治四年から五か年分の作徳金が買上代として下付されたが、その総額は一万二七七三両永八九文五分(表一―四五)所掲作  
徳金の五倍にあたる)であった。

地券税法 以上の経緯によって、横浜市街地に交付された最初の地券には、前述のように従来の地代と同額の地税が記さへの変換 れているのみで、地価額の記載はない。

しかし、県は、この地券交付事業がまだ完了をみない明治五年四月二十日、早くも、横浜市街地への地価の設定にとりかかった。

大蔵省は、五年三月、各府県に対し、東京府下地子免除地への地券発行地租収納規則案を示し、これに準じて、各地地子免除地に「沽券税」を施行すべき旨を達した。<sup>(4)</sup>しかし神奈川県のばあい、さきに関内町地への地券交付が許可になった際（四年十二月五日）、「自今施行之後漸次沽券へ更正之処置無之而ハ、後來外々之指障ニ相成候間、見込取調出来次第、早々可申立事」との条件が付されていた。よって、早々に地価設定にとりかかっと思われ。この地価とは、「東京府下地券発行地租収納規則」によれば、地主が申告した現在の売買価で（不当に低価申告したときは入札オウチウ売の法がとられる）、その一〇〇分の一が地租となるはずであった。

さて、五年四月二十八日の県触達は次の通りである（宇田川家文書「地券書類」）。

兼而相渡置候地券、裏面江別紙之通正価相認可遣間、地所と家作と之別を分チ、買請候節之直段、或は当今所持人適宜之直段にても不苦間、篤と取調来ル五月十日限可指出候  
右之通相心得早々順達留る可相返者也

壬申四月廿八日

神奈川県庁

（別紙）

表書何誰所持之地所、金何千何百兩之代価有之旨申出候段、聞届置者也、

年号月日

陸奥神奈川県令宗光

こうして、同年六月には、地価設定を終え、従来の地税に代えて、地価一〇〇分の一の地税徴収体制が整った。これを極めて短期間になしえたのは、県市政掛が、四等級に分かれた旧地税を町毎の盛衰を考慮して増減し、ここから地価額を導き出して地主に受諾させたからに違いないが、それには総額三九六〇両余の減税になることが、大きな力となっている。

以上の地価設定と、それによる地券税法施行に伴う新たな地券「心得書」案は、七月九日大蔵省の承認を得た。なお、これまで神奈川県令として横浜港地券交付を推進した陸奥宗光は、六月、大蔵省に登用され租税頭となっているので、県と大蔵省との交渉はきわめて円滑に進んだであろう。

こうして、七月二十五日、県は次の触書を順達し、横浜港内町地への地券税法施行を宣言した（前掲「地券書類」）。なお、県政府は、この地価を記載した地券を「沽券」と称している。

先般当港内町々江地券相渡候処、此度沽券ニ変革いたし、従前之地租は当六月を限り相廢し、以来之儀ハ此程持主共々適宜に書出し候、地価之百分一税金として年々前納ニ取立候筈、尤当年分ハ七月を施行いたし候儀ニ付、半ヶ年分当七月晦日限可相納事

一 沽券相成候ニ付、心得方之儀ハ心得書巻冊ツ、可相渡間、右にて得と相弁可申事

一 渡置候地券へは裏書いたし可遣間、心得書相添、一区二日ツ、之日取を以区順ニ指出可申事

右之通相触候間地主共へ無洩落申達、至急順達留る相返者也

壬申七月廿五日

神奈川県庁

右に示されているように、「沽券」への切換えは、すでに交付した「地券」の裏面に地価を記すことで済ませた。よって、この作業は、遅くも九月半ばには完了している。

なお、横浜関外町並地のうち、羽衣・姿見・吉原の各町は、右関内地と同様に措置され、それ以外の関外町並地は、地券交付を行わず、直ちに「沽券」を交付することとし、八月七日大蔵省の許可を得て、同年十一月二十八日に、まず、芝生村・平沼新田・岡野新田（藤江新田地先）・北方村・根岸村の町地に「沽券」を交付し、六年一月に、吉田町・野毛町を終えた。なお、このころは後述のように郡村耕宅地にも地券（壬申地券）交付が進められており、尾張屋新田・平沼新田・藤江新田（芝生村地先）・岡野新田の田畑にたいしても、右の「沽券」交付と同時に郡村地券が交付されている。

#### 一八七三年大火跡 地の地価再調査

一八七三（明治六）年三月二十三日の横浜大火は、関内町地の約三分の一におよび二六の町、約二〇〇の地価再調査  
○軒の家を焼き尽くした。県は、これを「至極之好機会」として、復興にあたり焼失地の地揚げ・地画整理事業を実施し、同年十二月までには完了をみた。ついで、十二月一日、右作業を担当していた県営繕課から、地券課町方掛りに、地画割替図面が渡され、以後同掛りによって、地揚げ地の地価再調査が始められた。同掛りでは、まず右図面によって、地価の欄を空白にしたまま、地券大帳を作り、ついで地券状作成に着手し、十二月二十三日ごろには、跡地地主三七五人へ地価記載のない地券の交付を終了した。以後、地主からの申告にもとづいて地価決定がなされた。しかし、実際には、焼失地は大火後一年半は免租で、さらにその期間が切れる一八七四年十月には、地主らは運動してふたたびむこう一年半の免租をかちとった。そしてこの再免租期間に、後述市街地地租改正により地価が改定されたので、右の焼失地再調地価による地租は、結局徴収されないで終わっている。

#### 「沽券」交付 後の状況

横浜市街地の地代が高額であることは、従来県も認めるところであったが、「沽券」交付のさいの地価設定によって、若干の減税がもたらされた後も、右の事情は変わらなかった。

地価設定の当初、県は土地売買が行われたばあいも、地価三か年据置きを定めたが（「心得書」第四条）、一八七三年三月四

日、大蔵省は、とくに神奈川県に対し、右規定を廢し、常に売買地価によって地租を收入すべき旨を令達してきた（「地租改正例規沿革撮要」『明治前期財政經濟史料集成』第七卷二七五ページ）。よって県は、翌四月、「横浜港町々沽券税の儀は、地所売買代価昇降ニ不拘、壬申年より三ヶ年之間稅額据置之積候處、詮議之次第有之、右は取消以來代価昇降ニ随ヒ、稅額増減可致事」を布達した。

この結果、横浜大火後の不景氣にあたって、土地売買のさいの売買価は、従来の地価より低下し、地稅の減收傾向があらわれるにいたった。加えて、売買されない地所の地価減額を要求する願書も県に提出されてきた。これに対し、県地券課は、實際の売買価に見合う額にまで引き下げると、従来一坪の地価一五円が五円に、あるいは四円が二円に低落すると述べて、地価修正に反対した。ここからも、県当局者は、横浜市街地地価が不当に高いことを自覺していたことがわかる。

#### 市街地地租改正の実施

郡村での地租改正が進むにつれ、政策上、市街地稅法を是正し、兩者を「公平画一」にする必要が生じてくる。同時に、各都市の特殊事情によって生じた都市相互間での地稅不均衡の修正も必要であった。こうして、一八七五（明治八）年八月二十八日政府は、太政官布告一三三三号をもって「府県市街地是迄地価百分一收稅致來候處、明治六年第二百七十二号布告ノ通、地租改正法各管内一般ニ施行候節ハ、右改正法ニ準拠シ、地価百分三稅ニ改正候條、此旨布告候事」を達した。この布告にもとづいて実施されたのが市街地の地租改正である。その具体的方式は、一八七六年三月七日、地租改正事務局別報達「市街地租改正調査法細目」によって定められ、各都市での画一的な事業実施が図られた。

横浜港市街地の地租改正も、一八七六年から着手した。ほぼ右の「調査法細目」に従って土地の実測・区画の確定・地積の算出をした上で、地主総代に、各地を表裏に分け、商業の盛衰・運輸の便否などによって地力を鑑定させ、その優劣に応じた地位等級を定め、これを組織して各町連合表を提出させ、県官がこれにもとづいて、地価を定めていった。その結果は旧稅の



表1-47 横浜市街地（元町・山林原野を除く）の地租改正の結果

区分	旧地坪	改正地坪	地価	旧税	新税	坪数増減	税金増減
	坪	坪	円	円	円	坪	円
宅地	353,429	370,367	782,894.713	22,461.028	23,486.841	+16,938	1,025.813
田	2,309	2,280(7反6畝)	199.614		5.988	+29	+5.988
畑	6,088	4,668(1町5反余)	208.310	188.971	6.249	-1,420	-182.722
免税地	92,616	934,140					
その他計	461,367	501,088	783,302.637	22,649.999	23,499.076	+39,721	+849.079

注 1 免税地中には「免税可伺出分」をも含む、その他は論地6,924坪。  
 2 「新旧税額比較表」(『明治初年地租改正基礎資料』下巻)より作成。

約四・六割の増税であるが、単位面積当たりの税額は、旧税(地価一〇〇分の一の際の地券税)は旧地坪一〇〇坪につき六円三六銭、新税は改正地坪一〇〇坪につき六円三四銭(いずれも宅地のみ)で、かえって減少している(表一―四七)。右の増加は、主に精密な実測によって地坪が増加したことによると考えられる。

市街地地租改正によって、東京はじめその他の都市では大幅な増租(東京では地租が約四倍、大阪では約六、七倍に増加)が結果したのに比すれば、増租はきわめてわずかであった。しかし、この改正によって、東京市街地(宅地のみ)は、改正地坪一〇〇坪につき新税は四円一六銭となったのであって、横浜市街地の六円三四銭よりもなおはるかに軽い。ここから判断しても、横浜市街地の幕末・維新期の地代―地租負担が他の都市にくらべ、いかに重かったかがわかる。

注

- (1) 宇田川家文書「地券書類」。全文は『横浜市史』第三巻下 五九一ページ、および丹羽邦男『明治維新の土地変革』二五〇ページに所掲。
- (2) 「大蔵省沿革志」(『明治前期財政経済史料集成』第二巻三二四ページ)、「地租関係書類彙纂」(同前掲書、第七巻三〇五ページ)。
- (3) この伺に付された別紙のうち、地券書式およびこれに掲げられた地券規則の全文は、福島正夫『地租改正の研究』六四ページ以下参照。
- (4) 「地租関係書類彙纂」『明治前期財政経済史料集成』第二巻 三〇九ページ。同書の五年正月と

あるのは誤り、「地券諸届届録」(宇田川家文書)に掲げられている足柄県あての同達写しによれば三月である。  
 (5) 全文は、『横浜市史』第三巻下 六〇五ページ以下参照。

## 二 小田原・箱根宿等市街地への地券交付

### 足柄県下の市街地

足柄県下での市街地への地券交付は、神奈川県よりはるかに遅れ、明治五年(一八七二)十一月になって着手された。すでにのべたように、この年の三月には、大蔵省租税寮は各府県に、「東京府下地券発行地租収納規則」を送付し、各地方地子免除地に追々これを及ぼすべき旨を達している。そして、一方郡村地に対しても、「田畑永代売買解禁布告」につづき、七月には一般の地への地券発行が「十月中に渡し済み」という期限付きで達せられている。このような中央の動きからみても、足柄県での地券交付の第一着は遅い。これは、元小田原県からの事務引継の遅延によるのであろう。例えば、足柄県は、置県後一年を経た五年十一月にいたって、元小田原県に対し、畑地等の内にある士族・卒屋敷引の事由・年暦等を問い合わせ、「貞享度(一六八四—一六八七年)稲葉家より引附請候地所にて、年暦は勿論詳細の儀は更に相分らず候得共、旧藩においては夫々授与申付置候儀にて貸地は一切これ無し」との回答を得ている。<sup>(1)</sup> こうした管下事情の把握の遅れに加え、管下の行政機構も、この五年十一月にいたって大区小区制が設けられ(『資料編』11近代・現代(1)第一編第二章)、ようやく新置県として統一した行政機構が整えられている。

さて、県下で市街地地券交付の対象となったのは、小田原の武家地・地子免除地である町地のほか、無高無税地であった箱根宿・元箱根村・芦ノ湯であった。

表1-48 小田原貫属屋敷地への市街地地券交付結果（明治5年）

地 位	坪 数	地 価（地券金高）	100坪に付地価額
	坪	円	円
上 等	111,183.1	7,782.817	7.000
中 等	87,588.4	5,255.304	6.000
下 等	28,598.3	1,429.915	5.000
合 計	227,369.8	14,468.036	6.363

注 「地券諸届届纂録」（宇田川家文書）より作成

表1-49 足柄下郡1874（明治7）年分市街地地券税

区 分	坪 数	地価(地券金高)	貫 金 (沽 券 税)	100坪平均地 券金高
	坪	円	円	円
第1大区小1区	187,688.387	24,537.981	245.380	13.07
小2区	125,983.619	26,340.314	263.403	20.907
小 計	313,672.006	50,878.295	508.783	16.220
小6区	30,690.3	1,417.098	14.171	4.617
計	344,362.306	52,295.393	522.954	15.186

注 「地券諸届届纂録」（宇田川家文書）より作成

小田原への 明治五年（一八七二）十一月十五日、まず、  
 地券交付 小田原武家地（貫属住居屋敷地）への地券交付  
 ・地価一〇〇分の一の「沽券税」施行（明治五年から）が伺い  
 出され（貫属屋敷地券渡方ニ付伺書）、ただちに同月二十三日、  
 租税寮から申し出の通り許可が下りた。  
 貫属住居屋敷地は、往古稲葉家が家臣に割渡したのに始まり、貞享度大久保家が授与し、以来家臣が住居してきた武家地であり、したがって、地代金を取らず、そのまま従来の住居者に地券を交付した。その内容を表一四八に掲げる。地価は、三等に区分して定めているが、「土地柄相当之地価<sup>(2)</sup>」というものの、後にみる町地とくらべてきわめて安価である。右につづいて、小田原町地その他について同様の荷が出され（地券渡方之儀ニ付伺書<sup>(3)</sup>）、これも十一月二十八日許可となった。  
 町地への地券交付結果を直接に示す資料は不明であるが、表一四九にみるように、一八七四（明治七）年分地券税の小田原小一区・小二区合計の数値は、旧武家地・町地合計のも

のと考えて差し支えないので、これから表一―四八の貫属屋敷地（武家地）の分を控除した残りが町地の数値ということになる。それによれば、町地の地坪は、八万六三〇二坪二〇六、地価（地券金高）三万六四一〇円二五銭九厘、沽券税（地価一〇〇分の二）三六四円一〇銭二厘余、一〇〇坪当たり地価三一円一二銭同地租三元一銭二厘である。貫属屋敷地に比して、はるかに高い。しかし、前述の横浜市街地に較べると、その半ばにみたない。

地価は、場所によって高低がある。電信局設立のため買い上げられた旧高梨町（一八七五年改め万年町三丁目）の土地（五二坪）の地価は、一〇〇坪当たり四一円七〇銭であり、また、元助郷会所跡地、茶畑町（改め幸町三丁目）の土地（一一七坪）は、一〇〇坪当たりの地価が二二円二六銭六厘であった。

なお、市街地地券の発行枚数は、幸町外四か町（一八七五年町区画改正前の町名、以下同じ）を構成する貫属住居屋敷地に対し一〇六〇枚、山角町外一八か町から成る町地に対し一三八七枚、計二四四七枚であった（注③に同じ）。

#### 箱根宿等へ の地券交付

足柄県は、小田原市街地への地券交付作業に着手すると同時に（明治五年十一月）、従来無高無税であった芦ノ湯への地券交付作業にもとりかかり、ついで一八七三（明治六）年二月には元箱根村・箱根宿に対してもその作業を開始した（注③に同じ）。そして、以上の結果をとりまとめ、一八七三年四月、右三地への市街地地券交付、七三年からの「沽券税」施行を大蔵省に伺い出て、同月二十三日裁可を得た。その調査結果は表一―五〇のごとくである。地価はきわめて低価であるが、これを伺は、次のように説明している。

箱根宿は、耕地が全く無く、従来往來する旅客の宿泊を業としてきたが、近来旅客の往來が少なくなり、「潰退転」する者も出て、当今では山稼ぎ等をしてわずかに生活している有様である。また元箱根村は、箱根神社領上知の地で、旧神官らが旧小田原県へ出願して一村を作ったのだが、箱根宿同様、「山上ノ孤村」で「耕地等ノ本業モ無之」地である。よって表掲のよ

表1-50 箱根宿・元箱根村・芦ノ湯への市街地地券交付結果

地区	屋敷坪数	地価	100坪当たり地価	地券税	100坪当たり地稅
箱根宿	19,723.7坪	780.948円	3.959余円	7.809円	3銭9厘余
元箱根村	7,311.3坪	280.648円	3.839円	2.806円	3銭8厘余
芦ノ湯	2,355.3坪	235.530円	10.000円	2.355円	10銭

注 前掲「地券諸何届纂録」より作成

表1-51 小田原駅市街の地租改正結果

区分	旧地坪反別	旧税金(沽券税)	改正地坪反別	地価	地券税	坪数増減	税金増減
宅地	坪 314,397.108	円 510.572	坪 328,904.21	円 64,137.111	円 1,924.113	坪 +14,507.102	円 +1,413.541
田	町 12.4502	193.779	町 14.4522	5,859.266	175.508	+ 2.0020	- 18.271
畑	町 27.57095	48.835	町 33.1816	4,526.879	135.806	+ 5.61065	+ 86.971
荒地	町 0.5420		町 0.4614			- 0.0806	
開墾畝下	町 0.1316		町 0.3118			+ 0.1802	
合計	坪 314,397.108 町 40.70175	753.186	坪 328,904.21 町 48.4210	74,514.256	2,235.427	坪 +14,507.102 町 + 7.71225	+1,482.241

注 1 小田原駅「新旧税額比較表」(『明治初年地租改正基礎資料』下巻)による。  
 2 沽券税法施行中の旧地坪・旧税金(宅地)は、表1-49の数値(小1区、小2区の合計値)と一致しない。これは本表が明治8年度分の数値を掲げているからである。8年には官地の新規払い下げがあり、坪数・税額ともに増加した。

うな低価が「土地柄相当」であるとすると、芦ノ湯もやはり、「古来無高無税ノ地ニテ山間ノ一孤村作地等ハ聊モ無之」地だが、湯税を納め温泉を営み、小坪数ではあるが「全一區商店ノ躰ヲ為シ」ている。よって、前二地よりも高い地価が相当としている。

なお、県は、後に元箱根村のうち姥子おばこの大繩四反分に対しても地価一二〇円と定め(芦ノ湯と同様一〇〇坪当たり地価一〇円)、これに村持の地券を下付し、地価一〇〇分の一地税を収入し、別に湯税年三円を従来通り納めることを伺い出て、六月二十五日大蔵省の許可を得た。姥子は、万治年間、村方から箱根神社別当に願ひ出て、湯小屋を建て、湯治人から湯代を申し受け、村入費で湯亭を修営するなど、古来から村持で進退してきた。県は、この事実にもとづき村持地券下付を申請した